

○運搬費及び準備費の設計変更について

令和4年4月1日 3農振第3058号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長あて

記

1 趣旨

建設機械等を複数箇所に運搬する費用や除根・除草等の費用が嵩み、積算額と実際の費用に乖離が生じることが想定される工事においては、契約締結後、必要となる割増し経費について、設計変更により対応することができることとする。

2 対象工事

令和4年4月1日以降に契約を締結する工事を対象とする。

3 設計変更の対象経費

設計変更の対象経費については、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について（平成13年3月22日付け12農振第1680号農村振興局長通知）」（以下「算定基準」という。）における下記の経費（以下「実績変更対象経費」という。）とする。

- 1) 算定基準別表1「運搬費の共通仮設費率の対象項目の1(1)、(3)、(4)、(5)」の『建設機械の運搬費』
- 2) 算定基準別表1「準備費の共通仮設費率の対象項目の3(1)及び(2)」のうち『伐開・除根・除草費』

4 主な契約手続

- (1) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (2) 受注者は、(1)により発注者から示された割合を参考にして、積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、実績変更対象経費に係る費用について、設計変更の協議ができるものとする。
- (3) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (4) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(3)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (5) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(6) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

(7) 本取扱いについては、別添の記載例を参考として、入札公告等に記載することにより周知するとともに、特別仕様書に記載するものとする。

5 実績変更対象経費の割合

上記4(1)に示す「発注者が提示する共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合」については、別紙のとおりとする。

実績変更対象経費に関する内訳書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	運搬費	建設機械 の運搬費	建設機械の運搬等に要する 費用	
	準備費	伐開・除 根・除草 費	準備作業に伴う伐開、除根、 除草作業に要する費用	
合 計				

<入札公告等記載例>

<p>○. 工事概要</p> <p>(○) 本工事の施工にあたり、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p>運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費</p>

<特別仕様書記載例>

項 目	内 容
<p>第○章 その他</p> <p>○. 共通仮設费率分の適切な設計変更について</p>	<p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p>運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p>

別紙

○実績変更対象経費の割合

令和4年度積算基準から適用

費目	工種	ほ場整備 工事	農用地造 成工事	舗装工事	道路改良 工事	水路トンネ ル工事	水路工事	排水路工 事	河川工事	管水路工 事
共通仮設費 (運搬費(建設機械の運搬に要する費用))		19.55 %	12.05 %	18.46 %	12.43 %	11.08 %	12.61 %	10.76 %	12.05 %	12.03 %
共通仮設費 (準備費(伐開・除根・除草に要する費用))		2.39 %	4.94 %	0.35 %	1.41 %	1.07 %	1.46 %	0.39 %	3.42 %	1.22 %

費目	工種	管更生工 事	畑かん施設 工事	海岸工事	コンクリート 補修工事	ため池工事	その他土木 工事(1)	その他土木 工事(2)	フィルダム 工事	コンクリート ダム工事
共通仮設費 (運搬費(建設機械の運搬に要する費用))		11.68 %	11.05 %	16.73 %	8.84 %	12.86 %	14.54 %	20.67 %	0.17 %	0.45 %
共通仮設費 (準備費(伐開・除根・除草に要する費用))		0.29 %	0.56 %	1.73 %	0.67 %	3.02 %	0.77 %	2.62 %		